

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2023年夏季重点要求書の提出等について

交渉日時 令和5年5月24日（水） 15時10分～17時30分
交渉場所 市役所本庁舎 301会議室
交渉出席者 当局側 川口副市长 秋元市長公室長 雲丹亀市長公室副部長 西川人事課長
足立人事課副課長 山村人事研修係長 加島給与係長
組合側 福田執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計8人

概要	要
組合の主張	<p>2023年夏季重点要求書の受理等を行った</p> <ol style="list-style-type: none">① 組合員のアンケート等を元に要求書としてまとめてきた。当局として十分に検討してほしい。② ファミリーサポート休暇の日数や適用範囲について、障害のある子などの特別の事情のある職員にはさらなる対応が必要ではないか。③ 他律的業務指定職場の職員を選挙事務にも従事させ、時間外勤務が月80時間、100時間を超えている状況についてはどう認識しているか。④ 地方自治法の改正により会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになった。正職員と会計年度任用職員の一時金の支給月数が同様になれば、再任用職員についてもそれに合わせるべき。⑤ 60歳以降の高齢期職員の体力的要素が大きい困難職場における働き方について、職員から不安の声がある。職場によっては、高齢期職員を定数外の配置にするなどの検討が必要ではないか。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① 本日受理した要求書について、持ち帰り十分検討し、後日回答したい。② 障害のある子を持つ職員については、付与日数が足りないという声も聞いている。他団体では対応例もあり、引き続き検討し回答したい。③ 選挙事務のうち各投票所の運営等については、職員の自発的な協力を頼っている部分が多い。これらの事務に他律的業務職場の職員に従事させないとすれば、他の職場に応援を求める等の対応が必要となることもあり、一律的な対応は困難と考えている。④ 宇治市としては、これまで会計年度任用職員の期末手当は、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の合計支給月数と合わせる運用をしてきた。現段階は、法改正がなされたばかりであり、今後の国の通知やそれを踏まえた他団体の動向等を踏まえて、宇治市としても判断していきたい。⑤ 高齢期の働き方については、体力的に難しい職場があることはわかる。現時点において、具体的な手立ては示せていないが、何をすべきか検討していきたい